

令和 8 年度板橋区立保育園保育補助員 (会計年度任用職員) 採用登録案内

1 勤務場所・職務内容

勤務時間帯	勤務場所	職務内容
朝・夕	板橋区立保育園	保育補助及び施設管理補助等
昼		給食の配膳・下膳、お昼寝の対応、保育関係の事務補助等

2 任用期間

採用日（毎月 1 日または 16 日）から令和 9 年 3 月 31 日まで

※勤務状況等が良好な場合、再度任用（継続して任用）することがあります。

3 応募要件

保育補助員としての労働に耐えうる体力を有する健康な方

4 報酬

区分	資格	時給
有資格者	保育士資格登録者又は国が指定する子育て支援員研修地域保育コース（地域型保育）修了者 ※平成 26 年度まで実施されていた板橋区子育て支援者養成講座 2，3 級取得者は無資格者となります。	1,785 円
無資格者	保育事業に関し豊富な知識および経験を有する者	1,710 円

(1) その他、勤務条件により、期末手当・勤勉手当、通勤手当（1 か月上限額 55,000 円）が支給される場合があります。

(2) 時給及び手当は給与改定等により変更する場合があります。

(3) 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は申し込みできません。

<地方公務員法第 16 条>

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 社会保険

1 日の勤務時間が 4 時間以上の方は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入対象となります。

6 休暇

年次有給休暇、その他病気休暇、慶弔休暇等があります。

採用月	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初年度 年休付与日数	10日	9日	7日	6日	4日	3日	1日

※各月 1 日採用の場合

7 身分

会計年度任用職員（パート）

採用 1 か月は条件付き採用となります。

8 勤務時間帯

《朝》 午前 7 時 15 分～午前 10 時 45 分の間で 2 時間

《昼》 午前 10 時 45 分～午後 3 時 15 分までの間で 3 時間

《夕》 午後 3 時 15 分～午後 7 時 30 分の間で 2 時間または 4 時間

※一部の園では、午後の時間帯が午後 3 時 15 分～午後 6 時 30 分の間で 2 時間になります。

9 勤務形態

(1) 勤務日 月曜日から金曜日の週 5 日勤務

月 1 回程度土曜日勤務あり（平日の勤務時間とは異なる場合があります。）

(2) 休日 日曜、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日、その他規則で定める日

(3) 1 日の勤務時間は、以下のいずれかです。

《朝》 午前 2 時間

《昼》 1 日 3 時間

《夕》 午後 2 時間または午後 4 時間

《朝・夕》 1日4時間（午前2時間＋午後2時間）

《朝・昼》 1日5時間（午前2時間＋昼3時間）

《昼・夕》 1日5時間（昼3時間＋午後2時間）

※《朝・昼》、《昼・夕》の勤務時間は、連続しない場合があります。

10 登録期間

- (1) 年度ごとの登録となります。令和8年度の登録期間は令和9年3月31日までです。
- (2) 登録期間内に任用されない場合があります。
- (3) 登録期間を過ぎた登録申込書は区で責任をもって破棄します。

11 申込方法

「板橋区立保育園保育補助員採用登録申込書」に必要事項を記入のうえ、有資格者に該当する方は資格者証、または修了証の写しを添えて、以下の申込み先までご提出ください。

郵送申込	上記の必要書類を封筒に入れ、封筒の表に「 <u>保育補助員採用登録</u> 」と朱書きし、 <u>簡易書留で送付</u> してください。 (普通郵便による事故については責任を負いません。)
持参申込	土・日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時

12 その他

- (1) 採用となった場合、以下の検査結果及び住民票等を提出していただきます。
(費用は一部自己負担になります。)
 - ① 胸部X線検査結果
 - ② 腸内細菌検査《検便》結果
- (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消の有無を確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した方は、採用しない場合があります。

13 申込及び問合せ先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区子ども家庭部保育運営課保育管理係（区役所南館3階㊸番窓口）
（電話）03-3579-2480